

千葉県報

号外
令和6年3月29日

号外第21号

主要目次

- 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

規則

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十八号

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十四年千葉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十四条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第九条第一項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十九号

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和四十四年千葉県規則第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二条第十三号中「第二条第三項」を「第四条第六項」に、「同条第四項」を「同法第十三条第六項」に改める。

第四条中「及び第八条第三項」を「（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五条第四項中「特例条例」を「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号。以下「特例条例」という。）」に改める。

第七条中「に規定する確認」を「（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削り、「㊧」を削り、「㊨」を削り、「㊩」を削る。

別記第二号様式中「㊪」を削る。

別記第三号様式中「㊫」の次に「㊬」を加える。

別記第七号様式及び第八号様式中「㊭」の次に「㊮」を加える。

別記第十号様式、第十二号様式から第十四号様式までの規定、第十六号様式の二及び第十六号様式の三中「㊯」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条第十三号、第四条、第五条第四項及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の前日に、改正前の宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十号

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則（平成九年千葉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の契約書は、同項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、知事が買受者とともに電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行わなければならない。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十一号

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築士法施行細則(昭和二十六年千葉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「規定する講習」の下に「(以下「管理建築士講習」という。)」を加える。

第十九条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定による届出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

第十九条第四号イ中「建築士事務所」を「所属建築士」に改め、同号ニ中「管理建築士が受講した法第二十四条第二項に規定する講習」を「管理建築士講習」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十三条の五第一項に規定する建築士事務所の開設者(以下「開設者」という。)は、同項又は同条第二項の規定により当該建築士事務所について登録事項の変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

一 開設者の氏名(法人にあつては、その名称)並びに建築士事務所の登録番号及び登録年月日

二 法第二十三条の二各号(同条第二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項のうち、変更があつた事項、当該変更のあつた年月日並びに建築士事務所へ属する建築士(以下「所属建築士」という。)に係る事項に変更があつた場合にあつてはその事由

イ 建築士事務所の電話番号

ロ 開設者の住所(法人にあつては、その所在地並びに役員(役職、性別及び生年月日))

ハ 管理建築士の登録番号、管理建築士講習を修了した年月日及び当該管理建築士講習の修了証の番号並びに当該管理建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨及び構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号

ニ 所属建築士の登録番号、その登録を受けた都道府県名、建築士事務所へ所属し、又は所属しなくなつた年月日、所属建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨及び構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びに所属建築士、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の数の

第二十条中「建築士事務所廃業等届(別記第十一号様式)」を「次の各号に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 届出をしようとする者の氏名及び住所

二 業務の廃止等の事由

三 業務の廃止等をする建築士事務所の名称、所在地、電話番号、登録年月日及び登録番号

四 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地並びに役員(役職)の氏名及び役職)

五 管理建築士の氏名及び登録番号

第二十一条中「別記第十二号様式」を「別記第十号様式」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による変更の届出)

第二十五条 前条の規定により読み替えて適用される第十九条の規定による届出については、当該規定にかかわらず、指定事務所登録機関の定めるところにより、指定事務所登録機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と開設者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により届出を行う者は、指定事務所登録機関が定めるところにより、第十九条第一項各号に掲げる事項を電子計算機に入力して、届け出なければならない。

3 第一項の規定により届出を行う者は、指定事務所登録機関が定めるところにより、第十九条第二項各号に掲げる書類に記載すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

4 第一項の規定により行われた届出については、第十九条の規定による届出が行われたものとみなす。

5 第一項の規定により行われた届出は、同項の指定事務所登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定事務所登録機関に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による廃業等の届出)

第二十六条 第二十四条の規定により読み替えて適用される第二十条の規定による届出は、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十九条」とあるのは「第二十条」と、「第二十条」と、同条第二項中「第十九条第一項各号」とあるのは「第二十条各号」と、同条第三項中「第十九条第二項各号に掲げる書類に記載すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければ」とあるのは「登録通知書を返還しなければ」と、同条第四項中「第十九条」とあるのは「第二十条」と読み替えるものとする。

別記第十号様式及び第十一号様式を削り、別記第十二号様式を別記第十号様式とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第四十二号

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則(昭和三十五年千葉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号口中「命令の」を「接近禁止命令の」に改め、同号に次のように加える。

ハ 配偶者暴力防止等法第十条の二(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした退去等命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第三十号)附則第二条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる事件における保護命令の申立てを行った者で当該保護命令が効力を生じた日から起算して五年を経過していないものについては、改正後の千葉県県営住宅設置管理条例施行規則第一条の二第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八